

平成28年第4回関川村議会定例会会議録（第3号）

○議事日程

平成28年10月20日（木曜日） 午前10時 開議

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 議案第69号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第4号）
 - 第 3 議案第70号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 4 議案第71号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 5 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 議案第69号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第4号）
 - 第 3 議案第70号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 4 議案第71号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 5 議員派遣
-

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
9番	伝	信	男	君	10番	平	田	広	君			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君				
副	村	長	佐	藤	忠	良	君			
教	育	長	佐	藤	修	一	君			
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君		
税	務	会	計	課	長	井	上	広	栄	君
住	民	福	祉	課	長	中	東	正	子	君

農林観光課長	伊	藤	隆	君
建設環境課長	高	橋	賢	吉
教育課長	稲	家	誠	君

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	充	代
主 任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 議

○議長（近 良平君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第1、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

元議員の須貝常人さんが9月22日に、高橋長作さんが10月6日にご逝去されました。関川村議会議員慶弔規定により香典をさせていただきましたのでご報告いたします。

地方自治法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定による、定例監査及び平成28年8月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管してありますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第69号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第4号）

日程第3、議案第70号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第4、議案第71号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（近 良平君） 日程第2、議案第69号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第4号）

から日程第4、議案第71号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）まで以上3件を一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。第4回の関川村議会定例会、大変ご苦勞様です。よろしく願いいたします。

議案第69号 関川村一般会計補正予算（第4号） 以下3議案につきまして、提案の理由を申し上げます。一般会計の補正予算は、先に取得議案を議決いただきました上関地内の土地につきまして、一部埋め立ての予算をはじめ緊急性のあるものに限って提案するものであります。また、他の特別会計補正予算も一般会計に関連するものであります。詳細は一般会計につきましては総務課長に、また特別会計2つの議案につきましては住民福祉課長に説明をさせますのでよろしく願いします。

○議長（近良平君） 総務課長

○総務課長（加藤善彦君） 議案第69号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第4号）につつま

してご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ50億8,460万円にするものでございます。

初めに歳出につきましてご説明申し上げます。10ページをお開き下さい。2款1項5目11節修繕料につきましては滝原地内交通安全灯が老朽化したと言うことで、これの建替えを行うものでございます。3款1項1目と2目の繰り出し金につきましては、マイナンバー制度導入による総合運用テスト作業経費の財源の繰り出しでございます。3目の工事請負費は社会福祉センター用地、今ほど村長の方からお話ありました用地の整地に伴いまして、土砂の搬入等を行うもので、総量5,500㎡の内4,000㎡につきましては、荒川水力電気さんのほうで搬入いただき、残り1,500㎡につきまして村で搬入し仮置きを行うためのものでございます。

続きまして11ページをお開き下さい。3款1項4目と3款2項1目、12ページの4款1項1目の委託料につきましてはマイナンバー制度関係のシステム改修委託費の補正でございます。6款1項4目の土地借上げ料につきましては、スキー場共有地の借上げ料につきまして共有地の権利者の中に1名亡くなった方がおられまして、この方がですね相続財産管理人に権利の方が移りまして、そちらの方から法律に基づく請求がありまして今回額が確定したということで、支払のために97万円を準備したものでございます。内訳につきましては過去5年分の借上げ料と今年の分を合わせた額97万円でございます。

13ページをお開きください。7款2項2目の橋梁耐荷重調査委託料につきましては鷹ノ巣吊り橋の自動車の通行の可否の検討を行うために行うものでございます。なお吊り橋につきましては県の所有で村が管理を行っているという状況でございます。

戻りまして7ページをお開きください。第2表地方債補正につきましては、生活支援ハウスゆーあい整備事業とふれあいの家整備事業の限度額の起債協議によりまして限度額を変更するものでございます。

つづきまして8ページ歳入につきましてお開きをお願いします。9款1項1目普通地方交付税につきましては、今回の補正財源に充てるものでございます。13款2項2目、3目のそれぞれの補助金につきましては先ほどお話ししました、マイナンバー制度の導入のための総合運用テスト作業の追加による国庫補助金でございます。

はぐりまして9ページ、20款1項2目社会福祉債これにつきましては先ほどの起債の限度額の変更を行うために行うものでございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第70号から71号まで説明させていただきます。

議案第70号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を説明させて

いただきます。既定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,190万円とするものでございます。

最初に歳出の方から説明させていただきます。207ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費、マイナンバーシステム改修委託料40万円ですが、平成28年度は平成29年7月からの本格運用に向けたテストを行うことになっております。委託料の増加理由としましては今ほど総務課長のおっしゃられたように、国の特定個人情報のレイアウト変更に伴うプログラム結合、総合テスト項目の追加によるものでございます。事業費のうち3分の2は国庫補助対象で補助金は一般会計から受け入れます。国保会計は委託費を支出し一般会計から全額事務費を繰り入れとするものでございます。

続きまして歳入、前のページ206ページをご覧ください。10款1項1目、今ほど歳出で説明させていただきました内容により、事務費繰入金として40万円を繰り入れするものでございます。以上で議案第70号 平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第71号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,400万円とするものでございます。

最初に歳出から説明させていただきます。405ページをご覧ください。1款1項1目これも社会保障税番号制度対応システム改修委託料50万円。国のシステムプログラム等の追加変更によるものでございます。これも事業費は3分の2が国庫補助で補助金は一般会計から受け入れます。委託料で支出し一般会計から全額事務費を繰り入れとするものでございます。

続きまして歳入、前のページ404ページをご覧ください。7款1項2目、今ほど説明させていただきましたように、一般会計から全額事務費として繰入50万円をするものでございます。以上で議案第71号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（近良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

初めに議案第69号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第4号）の質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（近良平君） 3番 小澤さん

○3番（小澤仁君） 12ページの商工労働費4目の施設管理費のところ、鷹ノ巣の吊り橋の件があったんですけども、そのところ総務課長すみませんもう一回詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。13ページですね。

○議長（近良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） ただ今の質問についてご説明申し上げます。鷹ノ巣吊り橋は県が設置しまして、村が管理している状況になっております。当初の県の設計、前に改修したときに荷重計算行いまして、その当時は軽トラック程度入れると言うことで、検討したんですけども、その後改修後にですね、対岸の右岸側の道路が環境省の関係で改修しました。それに伴いまして、道路が広くなりまして、実際2 t程度のものが入れるような線形になりましたので、それにつきまして、その当時検討していなかった、どれだけの車の荷重がもつのかという検討が今回、一応村道橋でありますので建設部門で土木費で調査を行うものでございます。

○議長（近良平君） 3番小澤さん

○3番（小澤仁君） この調査結果が出た段階で、今の鷹ノ巣の吊り橋は基本的には車両通行はしてはいいとは言っていない状況ですよ。今現在。調査結果によって車両の通行が認められる可能性があるかと捉えてよろしいですか。

○議長（近良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 検討して、通れるようであればそのようにしたいと思いますけども、まず検討しないと。施設自体は県のものでございますので県と協議しながら検討したいと思います。

○議長（近良平君） 10番 平田さん

○10番（平田広君） 2点ほど教えていただきたいと思います。10ページ、600万円の上関地内土砂運搬仮置き工事ですけども、全部で5,500 m³必要ですけども、その内4,500 m³、今回の600万は差額1,000 m³分と聞こえたんですけども、中身詳しく。

それともう一つは12ページの商工労働費土地借上げ料、スキー場の用地ということなんですけども、誰か1名亡くなったと言うことですけども、亡くなったのは沼共有地の方ですか。そしてまた10年分の借上げ料を一括で払うと言う事なんですけども、そのような10年分に決めたというのは地権者からの要請なんでしょうか。お願いします。（5年との声あり）

○議長（近良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 10ページの埋め立ての関係ですが、先般の会議で約5,500 m³の議決をいただきまして、それを埋め立てようと言う事で、計画をしております。ただ、全体のところで、大変な金がかかると言うことで村の財政、懐事情ではなかなか厳しいと言う事から国交省並びに荒川水力のほうにも協力要請をしました結果、その内1,500 m³は関川村で持ってくれと、残りについては協力体制で進めると言う事になりまして、今回は600万計上しておりますが、仮置きであります。八ツ口に去年揚げた砂利を持ってくる、1,500 m³分の今回予算をお願いしております。全部見ますと2千数百万掛かるものですから、村としてはこれが限界なので、それ以外は協力をお願いすると言う話になっておりまして、出来るだけ早く、期限がありますものですから、運搬

をしたいと言う事で、今回予算をお願いするものであります。これについては以上であります。

○農林観光課長（伊藤隆君） スキー場の関係でありますけども、お支払いするのは10年分でなく、5年分ということでございます。それと土地につきましては共有地であると言う事でございます。以上です。

○10番（平田広君） 5年分というのは地主の方からの要望で5年分という格好なのか。

○議長（近良平君） 農林観光課長

○農林観光課長（伊藤隆君） これは法律によりまして5年分までを払うと言う事になりました。以上です。

○議長（近良平君） 他にありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） これで質疑を終わります。ただ今議題となっております議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。したがって議案第69号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りします。本案について、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に議案第70号平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。質疑はありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。

ただ今議題となっております議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。したがって議案第70号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

○議長(近良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りします。本案について、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。

したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に議案第71号平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。質疑はありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

○議長(近良平君) 質疑なしと認めます。

ただ今議題となっております議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。したがって議案第71号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

○議長(近良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

お諮りします。本案について、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。

したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにしたいと思います。

なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で本日の会議を終わりました。散会したいと思います。お疲れ様でした。

午前10時20分 散会

地方自治法大123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年10月20日

関川村議会議長

議 員

議 員